

議 第 2 3 号 議 案

有機フッ素化合物（P F A S）への対策を求める意見書の提出について
有機フッ素化合物（P F A S）への対策を求める意見書を別紙のとおり、富士見市
議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和6年12月13日提出

富士見市議会議長 田 中 栄 志 様

提出者 富士見市議会議員 木 村 邦 憲

賛成者 同 根 岸 操

提 案 理 由

有機フッ素化合物（P F A S）への対策を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

有機フッ素化合物（P F A S）への対策を求める意見書

高濃度の有機フッ素化合物（P F A S）による汚染が、工場や産業廃棄物処理場の周辺の河川、湧水、土壌、飲用水等から確認され、健康への影響が大きな問題となっている。

永遠の化学物質と言われるP F A Sは体内などへの残留性が高く、国際的にも発がん性などの健康影響が指摘され、米国等では厳しい規制が行われている。欧州連合（E U）では1万種類以上あると言われるP F A S全体を規制する動きがある。

ところが、日本国内で規制されているのは、P F A Sのうちストックホルム条約（P O P s 条約）で製造・使用が禁止等されているP F O SやP F O Aなど3種類のみで、対応の遅れが際立っている。

現在、食品安全委員会で提案されている基準値は極めて緩く、国内で確認されている高濃度の汚染であっても基準値以下として「安全」と認定されかねない。国際的な基準値の採用が必要である。

今、P F A S汚染の深刻な実態が全国で明らかになる中、住民の不安が広がっている。P F A S汚染の実態を明らかにして住民の不安を取り除くため、独自に対策を取る都道府県や市町村が現れているが、対策の費用を実施自治体が負担しなければならない現状が自治体の動向を鈍くしている。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、下記の対策を講じるよう強く求める。

記

- 1 P F A Sに対し、国際的な水準の基準値を早急に定め、規制を進めること。
- 2 都道府県や市町村が実施する健康調査や土壌調査などのP F A S対策に要する費用を、国が負担すること。
- 3 水道水や農産物、地下水、土壌等の各地の汚染状況と、汚染源についての調査を行い、除染などの対策を行うこと。
- 4 P F A Sを製造・販売・使用している事業者に対して、P F A Sが適切に管理されているか、国の責任で調査すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
厚生労働大臣	様
環境大臣	様